

報告

当社の保育所等訪問支援における 言語発達障害児 1 事例の支援経過と言語聴覚士の役割

津野 功¹⁾, 青木 俊仁²⁾, 藤堂 純子¹⁾, 矢野 勇介³⁾, 細川 忠⁴⁾

Nursery school visiting support for a child with language developmental disorder: The role of a speech-language pathologist.

Isao Tsuno, SLHT¹⁾, Toshihito Aoki, SLHT, PhD²⁾, Junko Todo, OTR¹⁾,
Yusuke Yano, OTR³⁾, Makoto Hosokawa, OTR⁴⁾

要 旨

当社の障害児通所支援事業について概説し、利用者の特徴の調査結果を報告した。

当社の障害児通所支援事業では、児童発達支援は9割、放課後等デイサービスは3割、保育所等訪問支援は1割が医学的な診断がなされていないため、医学的診断のついていない「気づき」の段階の利用者の養育者に対し、発達理解の促しや育児支援などを行うことが重要であると考えられた。また、就学前の小児では、言語発達に関する主訴が多く、就学後は社会性や学校での学習に関する訴えが多く、利用者のライフステージに応じた対応が求められる。

また、筆者が所属する保育所等訪問支援について事例報告を行なった。事例の保育所への訪問は1年2か月の間に23回行うことができた。保育所等訪問支援では、利用児の集団生活場面を実際に観察し評価することが可能であり、医療では介入できない利用児の実態を詳細に把握し、より具体的な支援策を講ずることができる。保育所等訪問支援の言語聴覚士は、このような対象児の実態に即した具体的な支援を提供することが重要な役割であるが、客観的評価を用いたアセスメントの実施が困難であるため、客観的評価をどのように行うかの検討が今後の課題である。

キーワード：障害児通所支援事業所、保育所等訪問支援、福祉の言語聴覚士

Abstract

This study introduced our welfare services to children with disabilities. Speech-language pathologists can visit childcare centers to observe children who use their services directly. The child's actual conditions can be confirmed on such visits,

-
- 1) 株式会社Life Change 多機能型児童発達支援事業所 忠さんのデイサービス
Life Change Co., Ltd. Multi-functional child development support business Chuusan's day service
 - 2) 高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻
Division of Speech-Language-Hearing Therapy, Department of Rehabilitation, Faculty of Rehabilitation, Kochi Professional University of Rehabilitation
 - 3) 株式会社Life Change 忠さんの訪問看護ステーション
Life Change Co., Ltd. Chuusan's visiting nursing station
 - 4) 株式会社Life Change
Life Change Co., Ltd.

*Correspondence : krch.tsuno@gmail.com

allowing speech-language pathologists to initiate targeted interventions. However, it is difficult to conduct objective testing in childcare centers. Methods to objectively evaluate children who use these services need to be considered.

Key words: Daycare support for children with disabilities, Visiting support to nursery school, Speech-language pathologist for social services

はじめに

当社は「100歳になっても動ける身体」「生涯にわたる健康寿命」をサポートし、社会の元気に貢献することを目的とした医療介護福祉事業所である。2014年の開設当初は、地域密着型通所介護事業所として事業を開始し、その後、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所が開設された。高齢者のみでなく、地域の障害児に対しても支援を行うため2017年より障害児通所支援事業所が開設された。2023年度現在、地域密着型通所介護事業所7名、訪問介護ステーション9名、居宅介護支援事業所3名、障害児通所支援事業所8名の計27名のスタッフで運営している。筆者は2022年5月より障害児通所支援事業所に勤務し、保育所等訪問支援に従事している。本稿では、障害児通所支援事業の概要および当社における障害児通所支援事業の現状を概説するとともに、保育所等訪問支援に従事する筆者が経験した1事例を紹介し、小児の福祉領域の言語聴覚士（ST）の役割と今後の課題について検討する。

障害児通所支援事業

障害児通所支援事業とは、2012年の児童福祉法改正において、これまでの児童デイサービスに加え、知的障害、難聴幼児、肢体不自由、重症心身障害児（者）など障害種別により細分化されていた通園施設事業を、障害児やその家族が過ごす地域での発達支援体制の構築を目指して一元化された事業である¹⁾。障害児通所支援事業では、主に施設などに通所し日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援が行われる。支援の種類として児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援がある。

当社は、このうち児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の3つのサービスを行っており、児童発達管理責任者1名、保育士2名、作業療法士2名、言語聴覚士（ST）1名、非常勤作業療法士2名の8名体制で運営を行っている。

1. 児童発達支援

児童発達支援は、未就学の障害児を対象にした、集団及び個別療育をおこなう障害福祉サービスの一つである。療育の観点から支援の必要があると認められた子どもへの発達支援および家族への支援を中心に、日常生活における基本動作や知識技術を習得、コミュニケーション能力の向上等への支援、幼稚園などへの入園や小学校への入学に向けた集団生活への適応訓練などの支援を行うものである²⁾。

当社では3歳～6歳までの9名の利用児がおり（保育所等訪問支援併用5名、2023年10月現在）、そのうち1名(11%)のみが自閉症スペクトラム(ASD)と診断されていた(図1-a)。当事業を利用する小児の養育者の7割が「言葉が増えてほしい」「言葉がうまく伝わらず、コミュニケーションが取れない」などの言語に関する問題を主訴としていた(図1-b)。

2. 放課後等デイサービス

6歳～18歳まで（必要性が認められた場合は満19歳まで）の就学している障害児に対し、個別プログラムや集団プログラムを通じて日常生活での動作の習得や集団生活への適応に向けた支援を行う障害福祉サービスの一つである。自立を促し、学校での教育だけでなく、放課後等にも支援を継続して受けられることを目的としている³⁾。

また学校の長期休暇を利用し、外出などのイベントを行い、学校や家庭では経験できない余暇活動の機会を作り、さまざまな経験を重ねるための支援も

行う。

当社では6歳～17歳までの31名の利用児がおり（保育所等訪問支援併用7名，2023年10月現在），6名（19%）がASD，5名（16%）が注意欠如・多動症（ADHD），5名（16%）偽性軟骨無形成症などの身体障害の診断を受けており，8名（26%）は診断を受けていなかった（図2-a）．当事業の利用児の養育者の6割近くが友人との関わりなど社会性に関する問題を主訴としており，2割が排泄，食事，移動などの日常生活動作の問題，また学習の訴えが11%あった．さらにレスパイト目的などの家族支援の利用も8%に認めた．言語の問題の訴えは4%であった（図2-b）．

3. 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園，小学校などの集団生活の場に通っている障害児に対する支援である．支援員が児

の集団生活の場を訪問し，必要な支援や環境整備を行う．集団の場での困りごとに対し，訪問支援員が直接利用児に介入することで改善を図る直接支援と利用児には直接介入せず，施設職員に指導・助言などを行う間接支援がある．

保育所等訪問支援の最大の目的は，養育者と訪問先の連携を強化し，子供の発達や成長の状況を共有し，集団の場で子供が安心・安全に過ごすことができるよう環境設定を行い，保育や教育の効果を最大限に引き出すことである⁴⁾．

当社では3歳～15歳までの39名の利用児がおり（2023年10月現在），ASD（23%）やADHD（18%），知的障害（15%）などの診断を受けているものが8割であった（図3-a）．当事業を利用する小児の養育者からの訴えとしては，全体では社会性の問題34%，学習面の問題28%，吃音を含む言語の問題に関するものが27%であった．また，就学前では言語

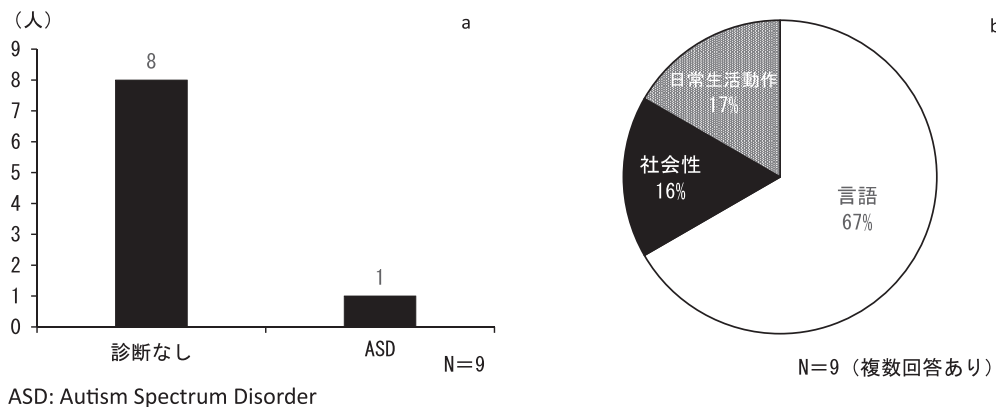
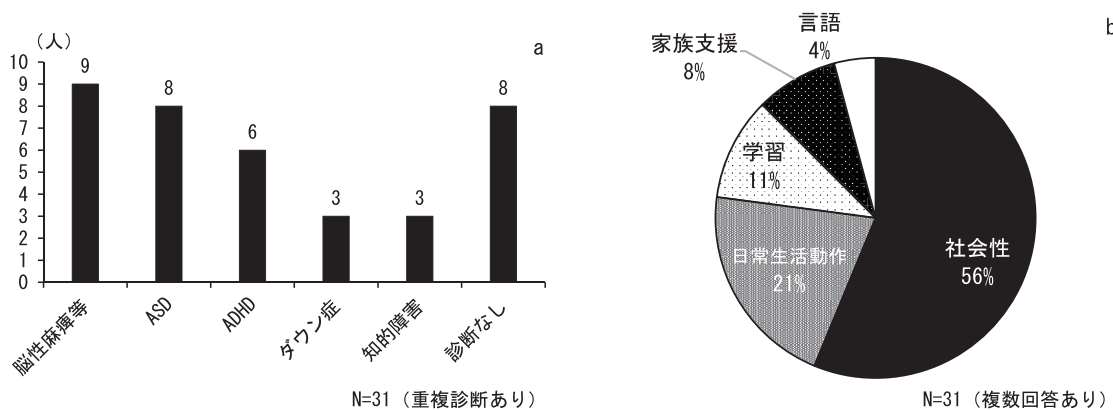


図1 児童発達支援利用者の診断名 (a) と養育者の主訴の内訳 (b)



ASD: Autism Spectrum Disorder, ADHD: Attention-Deficit Hyperactivity Disorder

図2 放課後等デイサービス利用者の診断名 (a) と養育者の主訴の内訳 (b)

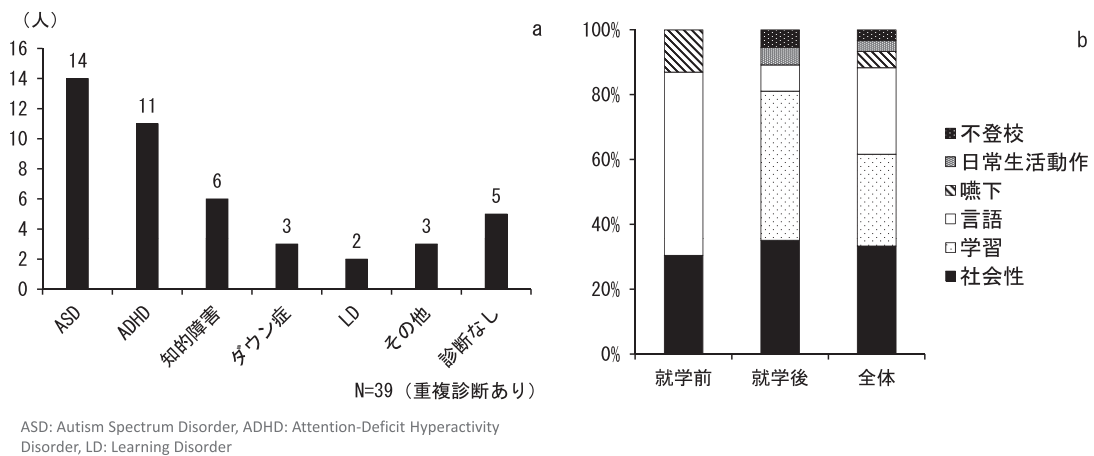


図3 保育所等訪問支援利用者の診断名 (a) と養育者の主訴の内訳 (b)

の問題の訴えが最も多く、就学後は学習の問題に関する訴えが多くなった (図3-b)。

4. 医療型児童発達支援

児童発達支援に医療機能が備わっているものをいう。上肢、下肢または体幹機能に障害があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児が対象となる。医療的機能が備わっている必要があるため看護職員の配置が義務付けられている。

5. 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。障害が重度である、日常生活において人工呼吸器などの医療的対応を要する、重度の疾病で感染症のリスクがあるなど外出が困難な児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上のための訓練等により発達を促す。

当社における保育所等訪問支援でのSTの活動と事例報告

1. 当社における保育所等訪問支援でのSTの活動

当社の保育所等訪問支援を利用する小児が所属する保育・教育機関は、公立小学校が28名、保育所が17名、公立中学校が3名、特別支援学校が2名、託児所が1名であった。当事業では、それぞれの利用児に対し、STが月1～2回の頻度で利用児が所属

する施設への訪問を行っている。各施設への訪問日程は訪問先の職員（保育士、教員など）と調整して決定し、1日2～3件の施設を訪問する。1回の訪問時間は2時間程度で、当該小児の訪問先での様子を観察した上で、訪問先の保育士・教員と協議する場を設けて、当該小児への対応方法を検討している。

2. 事例報告

筆者が保育所訪問を実施した1事例を報告する。事例は保育所に在籍する3歳台の男児で、1歳6か月児健診でことばの遅れを指摘され、市の発達相談を利用後、2歳6か月時に当事業所に紹介された。

訪問支援を開始するにあたり、事前に養育者、福祉サービスの利用計画を立案する相談支援員、保育士、STが保育所に集まり情報交換を行った。その中で事例の養育者の要望として言葉の遅れ、衝動性、行動の切り替えの問題の改善が確認された。保育所からは事例のことばの遅れと衝動性の問題の指摘があった。情報交換の結果、訪問支援の方針としてSTの保育所訪問時に観察した事例のコミュニケーションの状態を踏まえて、言葉の遅れを改善させるための保育所での取り組みを検討すること、衝動性および行動の切り替えの問題に対して、STの行動観察の結果を踏まえた環境調整を検討することとなった。

2歳7か月時に他機関で実施された事例の新版K式発達検査2020 (K式) は、全領域Developmental Age

(DA) 1歳9か月, Developmental Quotient (DQ) 65, 姿勢・運動領域DA 2歳0か月, DQ76, 認知・適応領域DA 1歳8か月, DQ64, 言語・社会領域DA 1歳8か月, DQ62であった(表1).

1) 保育所訪問時の様子

支援開始当初の事例(2歳7か月時)は, 保育士とのやりとりの中で, 保育士と視線は合うものの, その視線にはコミュニケーションの意図が感じられなかった. 言語理解面に関しては, 片付けや準備の一斉指示は理解できていなかった. そのため実物を見せながら, ジェスチャーを使用するなど視覚的なコミュニケーション手段の併用や活動場所へ身体的に誘導するなどの必要があった. 音声言語表出は単語レベルで, 要求は発声と指差しで行うことが多かった. また, 保育士や他児を全員「パパ」と呼んでいた. これらのことから, 事例の全体的発達は1歳台と考えられた.

歌あそびや絵本の読み聞かせなどの集団活動では, 保育士の膝の上に座っていた. 歌遊びには興味は示さなかったが, 絵本の読み聞かせでは興味があればその絵の指差しが認められた. 自由遊び場面では一人で遊ぶことが多かった. 他児との関わりでは, 他児のおもちゃを取り上げるなどし, 喧嘩になるなどのトラブルが生じることがあった.

また, 食事中や着替えの途中で先生や他児が移動するのが目に入るとそれに釣られて移動してしまうなど, 衝動的な様子が認められた.

2) 保育所訪問時の事例の様子を踏まえたSTの支援内容

事例の保育所での様子についてのSTの観察所見

を踏まえて, 保育士と本児の対応についての協議を行った. 具体的な支援として, 保育士が事例の視線に入ってから指示を行うこと, 言語での指示は単語レベルで行い, 指差しやジェスチャーなど非言語的コミュニケーションを併用することなどを提案した. 事例の音声言語表出の発達を促すために, まず本児の模倣行動の促進を図ることを提案した. そのために, まずは保育士が事例の動作を模倣しながら事例が伝達したい内容を言語化して事例に伝えることで, 事例の保育士への注目を促した.

協議の場面で, 事例が集団での制作場面や発表会の練習場面などで待つことが難しいという保育所から訴えが聞かれた. 事例の保育所での様子を踏まえて, 特定の絵カードを手渡し, そのカードを持っている間は待つということを学習するようにした.

訪問時の保育所での様子および保育士への助言については, 紙面及び口頭で養育者に報告を行った.

3) 支援後の事例の様子とK式の再検査の結果

STの訪問支援は開始から1年2か月の間に23回行われた. STの訪問支援後, 3歳6か月頃に事例の発話量は増加し, 「先生, やって」「袋がない」など2語文での要求を伝える場面も見られ始めた. 集団活動において保育士からの一斉指示に対して注目することができ, 他児と同じように行動することができたことがあった. 食事中や着替えの途中に他者の移動が目に入ってもそれに釣られることはなくなるなど, 衝動性も軽減した. 遊び場面では他児と一緒にブロックやままごと遊びをする様子もみられた. しかし, 他児が作っているブロックを壊したり, ままごと遊びでも周りに合わせることができずトラブルが生じることもあった.

表1 事例の新版K式発達検査の結果(生活年齢2歳7か月時)

領域	発達指数(DQ)	発達年齢(DA)
全領域	65	1歳9か月
姿勢・運動領域	76	2歳0か月
認知・適応領域	64	1歳8か月
言語・社会領域	62	1歳8か月

DQ : Developmental Quotient DA : Developmental Age

その頃に養育者、相談支援員、保育士、STで再度実施した情報交換の場では、養育者から事例のコミュニケーションに成長が感じられ、育児が楽しくなってきた、家庭内で兄弟と喧嘩しても、他の部屋に行き気持ちが切り替えられることがみられるようになったという情報が得られた。保育士からは音声表出の増加、全体指示の理解が可能な場面が認められるようになったとの情報が得られた。また先生ことは「先生」と呼び、他児のことを名前前で呼ぶ場面も見られているとのことであった。一方、集団活動での行動の切り替えは難しいとのことであった。

3歳8か月時に他機関でK式の再検査が行われた。その結果、全領域、DA3歳0か月、DQ82、認知・適応DA3歳3か月、DQ89、言語・社会DA2歳7か月、DQ70であった（表2）。

考察

1. 医学的診断がなされていない子供に対する障害児通所支援事業の役割

当社の障害児通所支援の各サービスにおいて、医学的な診断がなされていなかった小児の割合は、児童発達支援が9割、放課後等デイサービスが3割、保育所等訪問支援が1割であった。児童発達支援では、対象児の通所給付決定に医学的診断名や障害者手帳を有することが必須要件ではないことが明記されており⁵⁾、そのことが医学的な診断がなされていない利用者が多くなった要因と考えられた。一方、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援においては、児童発達支援に比し医学的診断がなされていない利用者が少なかった。放課後等デイサービスや保育所等訪問支援においては、医学的診断名や障害者

手帳の用語は使用されていないものの対象児は「障害児」と表記されており⁵⁾、このことが医学的診断のなされていない利用者の減少につながっていると考えられる。しかしながら、2012年の児童福祉法の改正により、診断が確定していないものの知的障害や発達障害の疑いのある子供が支援を受けられるようになった⁶⁾。医学的診断がなされていない、いわゆる「気づき」の段階では、子供の障害特性が周囲に理解されず、子供の失敗経験が増加し、自尊心を損ない、養育者も育児不安に陥りやすいとされている⁷⁾。障害児通所支援事業では、このような医学的診断のついていない「気づき」の段階の利用者の養育者に対し、発達理解の促しや育児支援などを行うことが重要な役割であると考えられる。

2. 障害児通所支援事業におけるライフステージと主訴との関連

当社の障害児通所支援事業の各サービスにおける利用者の養育者の主訴をみると、児童発達支援では言語の問題に関する主訴が最も多く、放課後等デイサービスでは社会性に関する主訴が最も多かった。保育所等訪問支援では、社会性、学習、言語の問題に関する訴えがそれぞれ3割程度を占めた。就学前は言語の問題に関する訴えが最も多く、就学後は学習の問題に関する訴えが最も多かった。児童発達支援は、未就学児を対象としており、放課後等デイサービスは就学後の小児を対象としている⁵⁾。保育所等訪問支援は保育所、幼稚園やこども園、小学校、特別支援学校などの集団生活を営む小児が対象であり、就学前から就学後の幅広い小児を対象としている⁵⁾。これらのことから、就学前の小

表2 事例の新版K式発達検査の結果（生活年齢3歳8か月時）

領域	発達指数 (DQ)	発達年齢 (DA)
全領域	82	3歳0か月
姿勢・運動領域	—	—
認知・適応領域	89	3歳3か月
言語・社会領域	70	2歳7か月

DQ : Developmental Quotient DA : Developmental Age

児では、発達面、特に言語発達に関する主訴が多く、就学後は集団生活に必要な社会性や学校での学習に関する訴えが多くなると考えられる。したがって障害児通所支援事業では、利用者のライフステージに応じた対応が求められる。

3. 保育所等訪問支援におけるSTの役割と今後の課題

本研究における事例は、2歳6か月時から介入し、1年2か月の間で23回の保育所訪問を行い、その中で事例の行動観察に基づいて保育士に具体的に指導・助言を行った。また、2回の養育者や相談支援員、保育士、STによる情報交換を実施した。その結果、当初は事例の言語発達の遅れや衝動性が目立つ状態であったが、徐々に言語発達が促進され、2語文での要求が認められるとともに、食事や着替え中の衝動的な行動も軽減した。医療のSTでも保育所等の訪問を行うことがあるが⁸⁾、同じ対象児の保育所等に月1～2回訪問することは困難である。保育所等訪問支援では、月に1～2回保育所等を訪問することができ、利用者の実態を詳細に把握し、より具体的な支援策を講ずることが可能である。これらのことから、保育所等訪問支援のSTは、保育所等への複数回にわたる訪問を通して対象児の実態に即した具体的な支援を提供することが重要な役割と考えられる。

一方、事例に対する客観的な評価は他機関で実施されたK式のみであった。障害児通所支援事業におけるサービスでは、心理検査等の標準化された客観的な評価についての取り決めがなく、発達検査等を実施している事業所は2割に満たず、子供の評価は行動観察によるアセスメントか、何もしていないのが現状とされている⁹⁾。子供の発達支援では、養育者や関係機関からの情報や対象児の行動観察だけでなく、客観的な評価によるアセスメントも不可欠である。保育所等訪問支援において、客観的な評価を用いたアセスメントをどのように行うかを検討すること

が今後の課題である。

文献

- 1) 佐藤麗奈, 菅野敦: 施設一元化における障害児支援の現状と課題－児童発達支援を行う施設の調査を通して－. 東京学芸大学紀要総合教育科学系68(2): 453-468, 2017.
- 2) 厚生労働省: 児童発達支援ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000171670.pdf> (閲覧日2023年10月25日)
- 3) 厚生労働省: 放課後等デイサービスガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000082831.html> (閲覧日2023年10月25日)
- 4) 厚生労働省: 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000166361.pdf> (閲覧日2023年10月25日)
- 5) 厚生労働省: 障害児通所支援の制度概要等, <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000841678.pdf> (閲覧日2023年12月17日)
- 6) 植田紀美子: 療育と自動発達支援の現状と課題 社会保障研究 8(1): 4-16, 2023.
- 7) 山根希代子, 酒井康年, 岸良至・他: 新版障害児通所支援ハンドブック, エンパワメント研究所, 東京, 2020, pp77-114.
- 8) 青木俊仁, 長嶋比奈美, 笠井新一郎: 言語発達遅滞児における支援会議を通じた保育園との連携の効果－訓練頻度の確保が困難であった1症例の経過から－. 音声言語医56(1): 114, 2015.
- 9) 大阪市福祉局障害者施策部障害福祉課: 児童発達支援/放課後等デイサービス事業所における発達障がい児支援の現状－実施状況アンケートの結果と分析について, <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/cmsfiles/contents/0000007/7178/0308-12.pdf> (閲覧日2023年12月17日)

